

COAR community framework 検討タスクフォース設置に関する申合せ

2021年6月4日

オープンアクセスリポジトリ推進協会運営委員会決定

(総則)

第1条 「オープンアクセスリポジトリ推進協会運営委員会規程」第8条に基づき、オープンアクセスリポジトリ推進協会（以下「協会」という。）運営委員会（以下「運営委員会」という。）に設置する COAR community framework 検討タスクフォース（以下「TF」という。）について定める。

(設置の目的)

第2条 COAR が作成したリポジトリのフレームワーク “COAR Community Framework for Good Practices in Repositories” を用いて国内の機関リポジトリを評価・分析し、課題の抽出を行い、抽出された課題に対して、ポリシー及びシステムの両面から解決策を検討し、運営委員会に報告・提案することを目的とする。

(構成員)

第3条 TF は次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 運営委員会の委員
- 二 前号に該当しない協会会員である施設等の職員
- 三 その他、運営委員会が必要と認められた者

2 TF に主査を置く。主査は、前項第1号の委員のうちの一をもって充てる。

3 主査及び TF 作業部会員（以下「作業部会員」という。）は、運営委員会委員長が委嘱する。

4 作業部会員の任期は、附則に規定する失効までの期間とする。

5 主査は、必要な場合は、作業部会員以外の者の協力を得ることができるものとする。

(TF の運営)

第4条 TF の活動方針及び活動計画は、TF の審議を経て主査が策定し、運営委員会の承認を得るものとする。

2 主査は、運営委員会において TF の活動状況を報告するものとする。

3 その他、TF の運営については、「オープンアクセスリポジトリ推進協会作業部会設置規程」を準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この申合せは、運営委員会決定の日から施行する。

(この申合せの失効)

- 2 この申合せは、2022年3月31日限り、その効力を失う。